

○鳴沢村浄化槽設置事業補助金交付規則

平成18年9月1日

規則第20号

改正 平成28年3月10日規則第2号

令和4年3月18日規則第7号

令和4年3月30日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、生活排水による地下水の汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関してはこの規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、かつ、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物であって延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、鳴沢村内に住所を有する個人(住宅の建設によって鳴沢村に住所を有する予定の者を含む。)であって、専用住宅に浄化槽を設置する事業(以下「補助事業」という。)を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象者とししない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けず、又は法第5条第1項の規定による届出(同条第2項の期間を経過し、又は同条第4項ただし書の通知を受けたものに限る。)を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付住宅等を建築(増改築を含む。)する者

- (3) 専用住宅又は土地の借受人で浄化槽の設置に関し貸付人の承諾が得られない者
- (4) 同一世帯に村税等の滞納がある者
- (5) 浄化槽取り替え事業の場合に既存の浄化槽を撤去しない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に掲げる額を限度額とする。ただし、合併浄化槽から合併浄化槽への取り替え事業については、浄化槽設置後30年を経過したものに限る。

(令4規則8・一部改正)

(補助事業の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し（法第5条第2項の期間を経過し、又は同条第4項ただし書の通知を受けたものに限る。）又は建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）
- (4) 工場生産浄化槽認定シート（有効期限内のものに限る。）
- (5) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し
- (7) 保証登録証（市町村用）
- (8) 浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しを含む。）
- (9) 住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) その他村長が必要と認める書類

(補助事業の完了報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに浄化槽設置事業完了報告書（様式第2号）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - (2) 浄化槽設置費用の領収書の写し
 - (3) 浄化槽設置工事の指定写真
 - (4) 鳴沢村に住所を有する証明書（住民票謄本）
 - (5) 世帯全員の村税納税証明書（申請時に村内に住民登録がない場合は、現住所地のもの）
 - (6) 浄化槽の設備等に係るチェックリスト
 - (7) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (8) その他村長が必要と認める書類
- (検査)

第7条 村長は、前条の規定による完了報告があったときは、補助事業が適正に執行されているかを検査するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、補助金の交付を決定し、浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令4規則8・一部改正)

1 人槽区分 (新設及び単独浄化槽から合併浄化槽への取り替え事業)	2 限度額
5人槽	531,000円
6～7人槽	616,000円
8人槽以上	778,000円
1 人槽区分 (合併浄化槽から合併浄化槽への取り替え事業)	2 限度額
5人槽	309,000円
6～7人槽	340,000円
8人槽以上	412,000円
設置後30年を経過しない合併浄化槽	0円

鳴沢村長 殿

申請者 住 所 鳴沢村

氏 名 印

電話番号

浄化槽設置事業補助金交付申請書

浄化槽を設置しますので、鳴沢村浄化槽設置事業補助金交付規則第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円
設 置 場 所	鳴沢村
浄 化 槽 の 形 式 等	名 称 (人 槽)
	認定番号
住 宅 の 種 類	1 専用住宅 (延床面積 m ²)
	2 併用住宅 (延床面積 m ² うち居住部分 m ²)
住 宅 所 有 者	1 本 人 2 共 有 (人) 3 その他 ()
土 地 所 有 者	1 本 人 2 共 有 (人) 3 その他 ()
事 業 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
【添付書類】	
① 浄化槽設置届出書の写し(浄化槽法第 5 条第 2 項の期間を経過し、又は同条第 4 項ただし書の通知を受けたものに限る。)又は建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の写し ② 設置場所の案内図 ③ 建築物の平面図 (配置図及び配管図を含む。) ④ 工場生産浄化槽認定シート(有効期限内のものに限る。) ⑤ 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C 票) ⑥ 浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し ⑦ 保証登録証(市町村用) ⑧ 浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し(昭和 62 年以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しを含む。) ⑨ 住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書 ⑩ その他村長が必要と認める書類	

鳴沢村長 殿

申請者 住 所 鳴沢村

氏 名 印

電話番号

浄化槽設置事業完了報告書

年 月 日に申請を行った浄化槽設置事業が完了したので、鳴沢村浄化槽設置事業補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業着工年月日 年 月 日
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 浄化槽工事者名及び登録番号 名 称
登録番号
- 4 浄化槽保守点検業者名及び登録番号 名 称
登録番号
- 5 浄化槽清掃業者名及び登録番号 名 称
登録番号
- 6 事業費 円

7 振込先

金融機関名	支店名		
預金の種類	普通	当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義人	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		

8 添付書類

- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ② 浄化槽設置費用の領収書の写し
- ③ 浄化槽設置工事の指定写真
- ④ 鳴沢村に住所を有する証明書（住民票謄本）
- ⑤ 世帯全員の村税納税証明書（申請時に村内に住民登録がない場合は現住所地のもの）
- ⑥ 浄化槽の設備等に係るチェックリスト
- ⑦ 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ⑧ その他村長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

申請者 殿

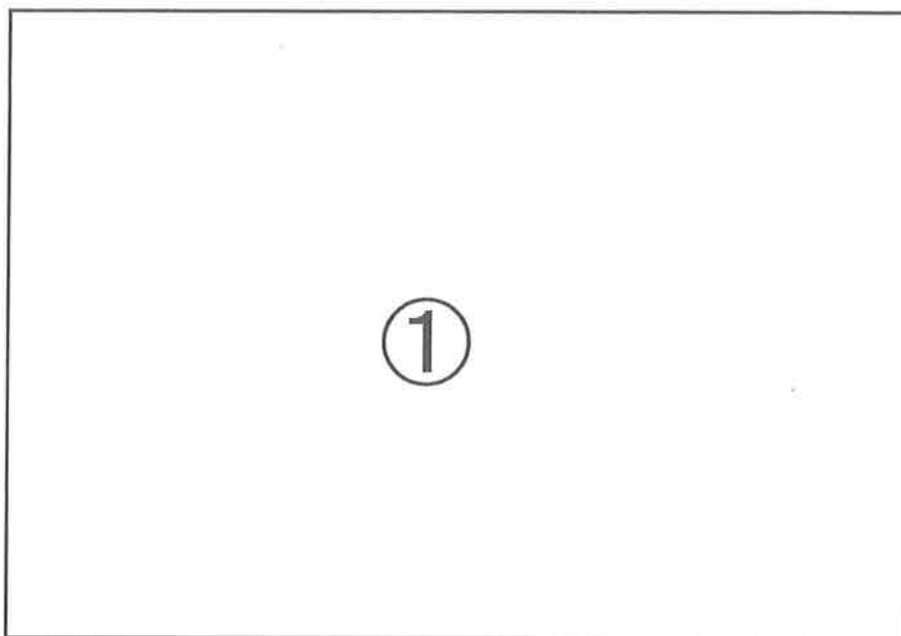
鳴沢村長

浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

このことについて、申請のとおり認め鳴沢村浄化槽設置事業補助金交付規則第8条第1項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

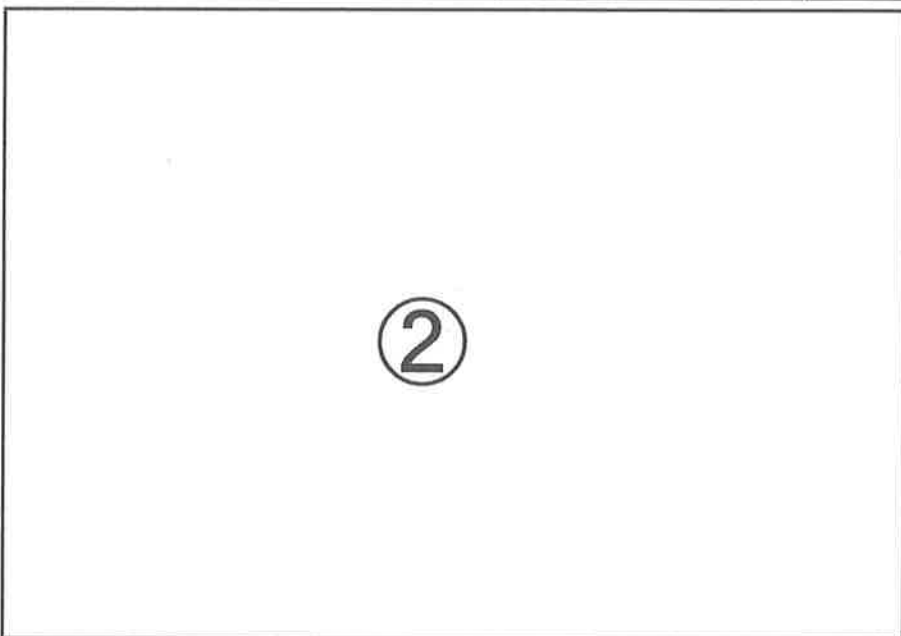
記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 振込先口座
- 3 交付年月日 年 月 日



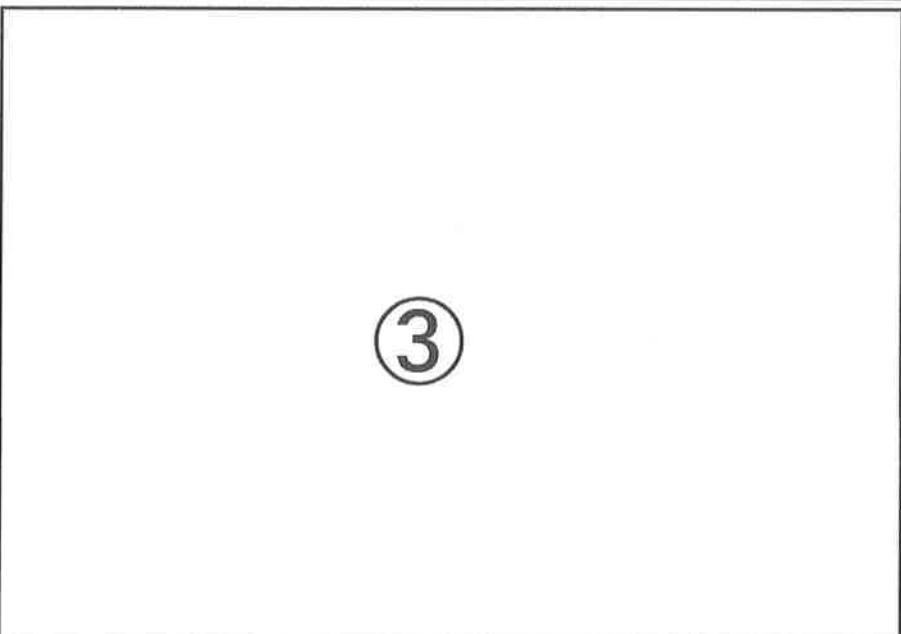
①工事着工前
(浄化槽設備士が実地に監督
していることを証する写真)

※浄化槽設備士が標識板を掲
げ、設置予定箇所を撮影す
ること。



②掘削状況を示す写真

※深さがスタッフ等で確認で
きるもの



③基礎の状況を示す写真
(碎石・栗石地業の状況)

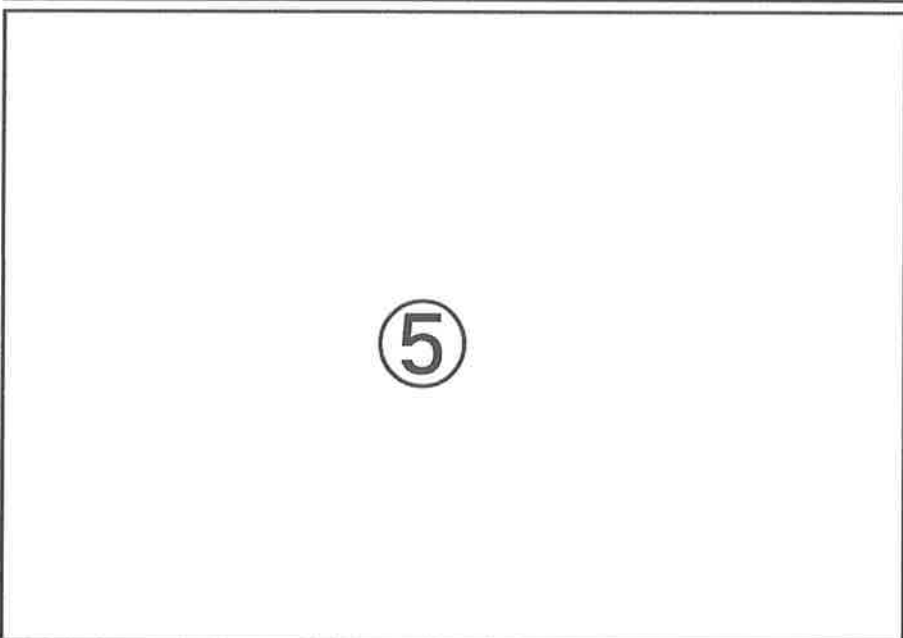
※厚さ100mm以上
(厚さが分かるように写真を
撮ること)



④基礎配筋の状況を示す写真

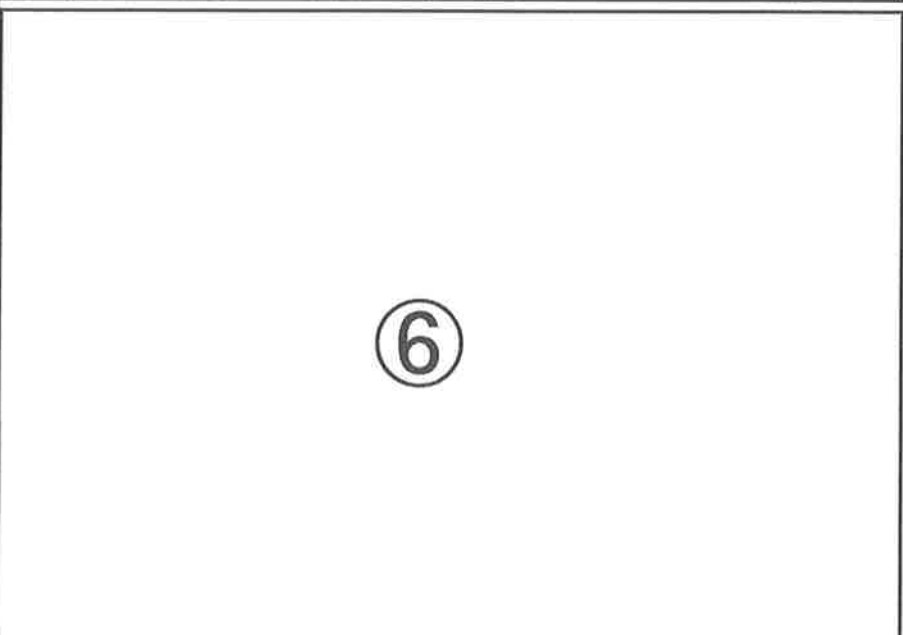
※鉄筋D10以上-@200シングル
(ピッチがわかるスケールとともに写す)

※すてコンクリート厚さは
50mm以上(厚さが分かるように写真を撮ること)

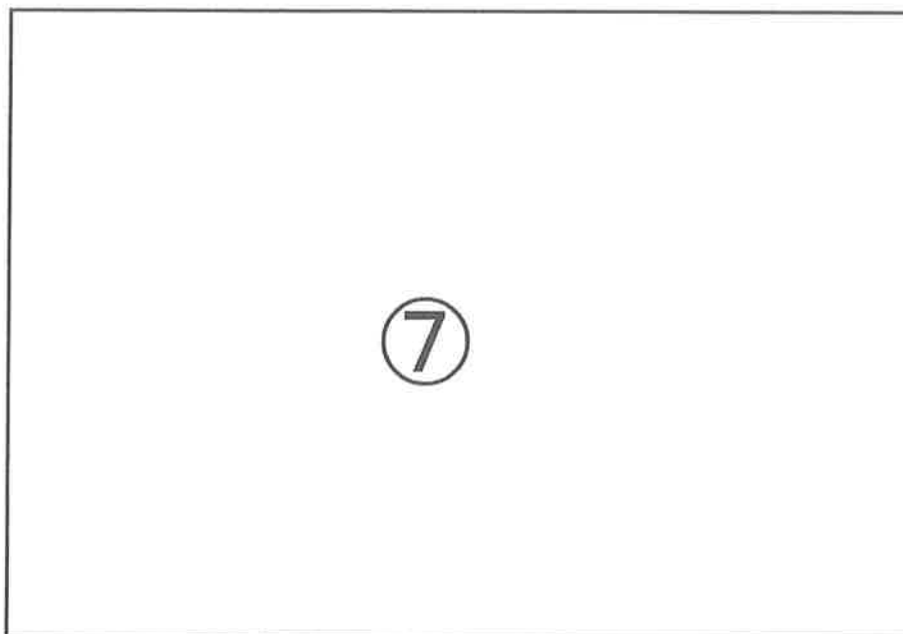


⑤底版コンクリートの打設状況を示す写真

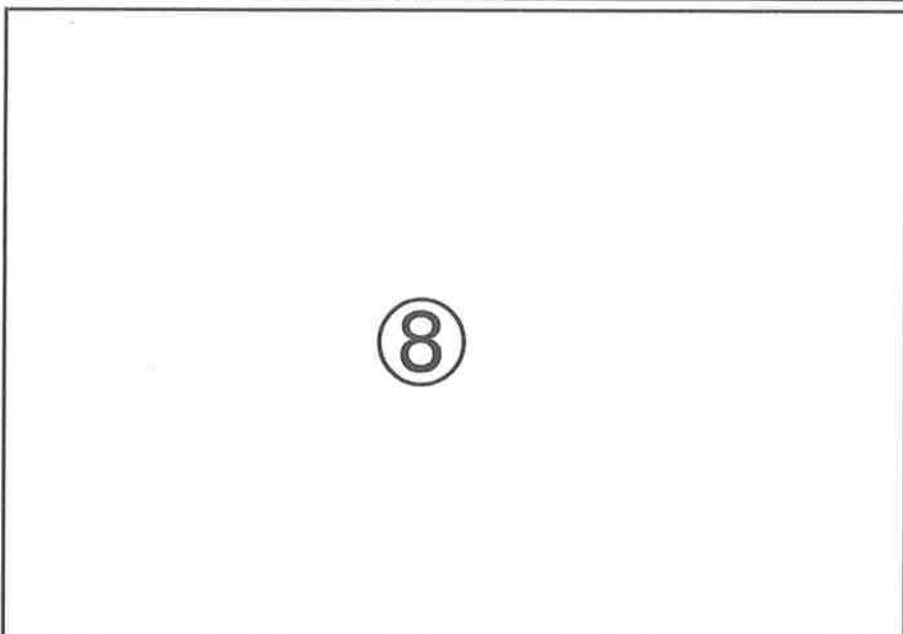
※厚さ150mm以上(厚さが分かるように写真を撮ること)



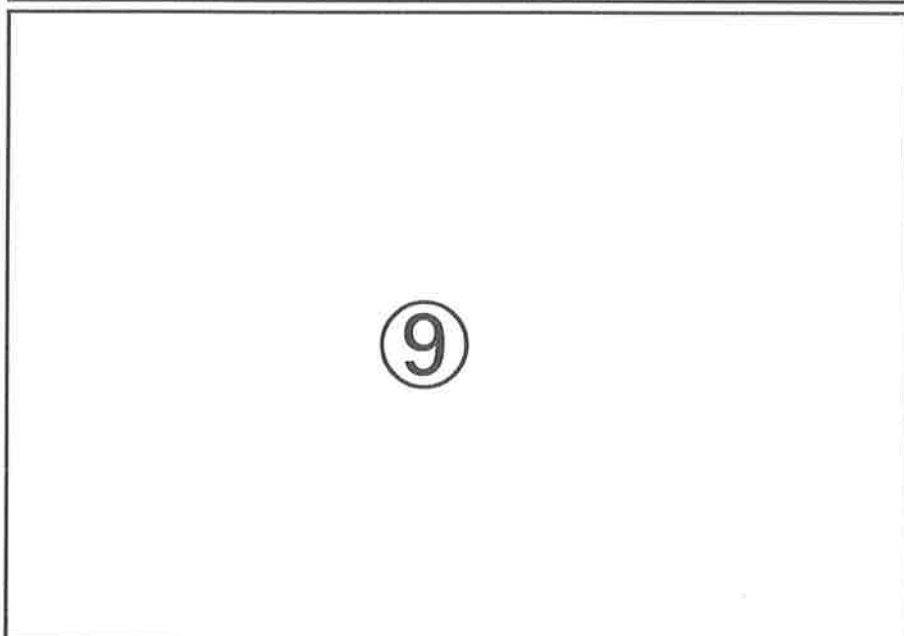
⑥浄化槽本体の写真
(機種・認定番号・人槽等の分かるもの)



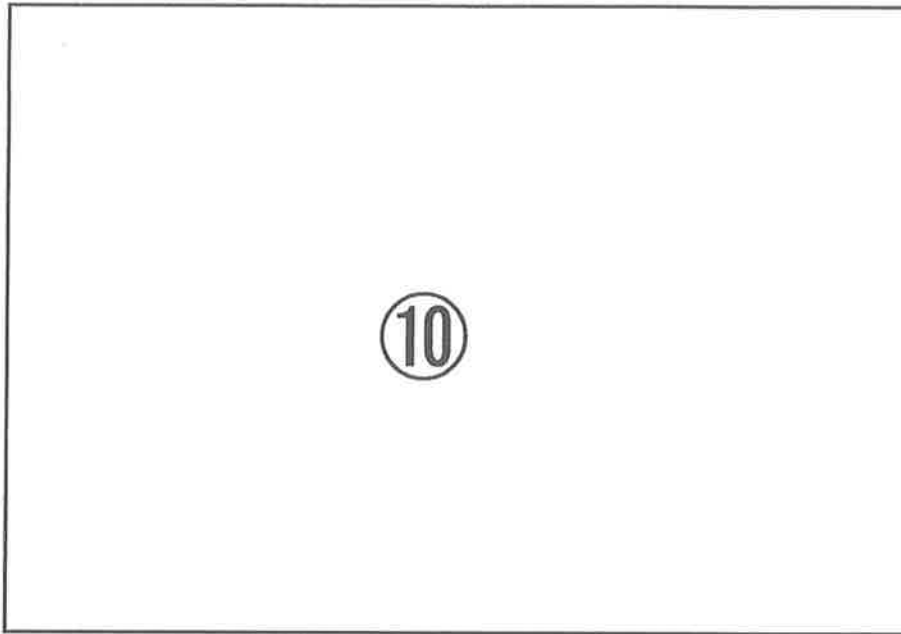
⑦本体水平確認、埋め戻し、
水締めの状態を示す写真
(必要な場合、支柱を含む)



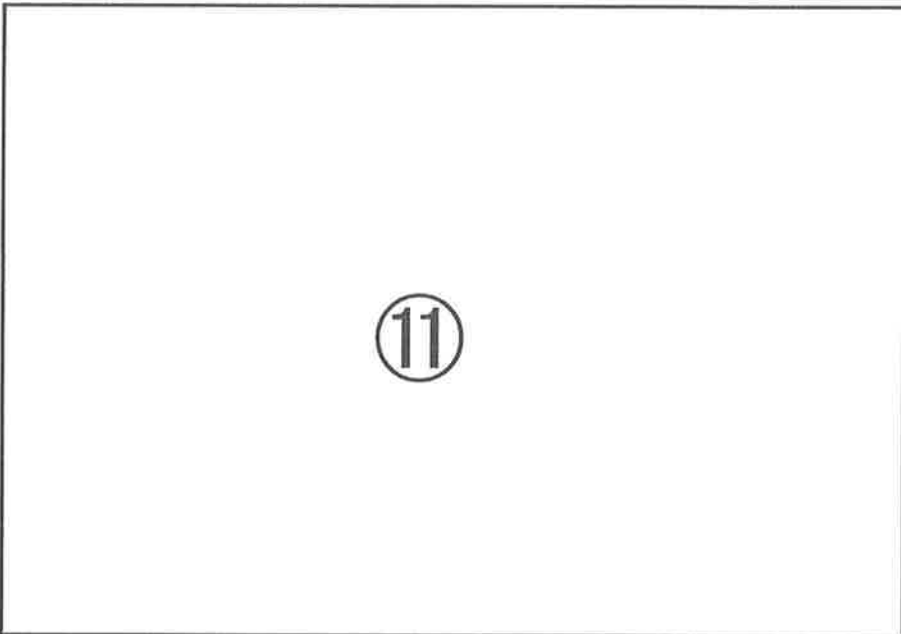
⑧上部配筋の状態を示す写真
※補強として斜め配筋を入れること。



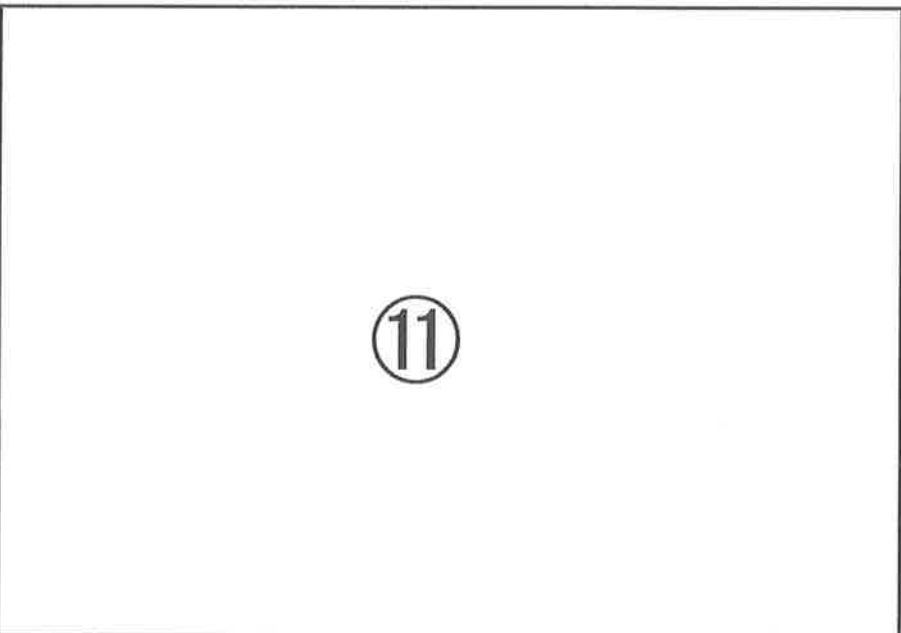
⑨スラブ打設完了の写真
※上部スラブコンクリートの
厚さ100mm以上(厚さが分かるように写真を撮ること)

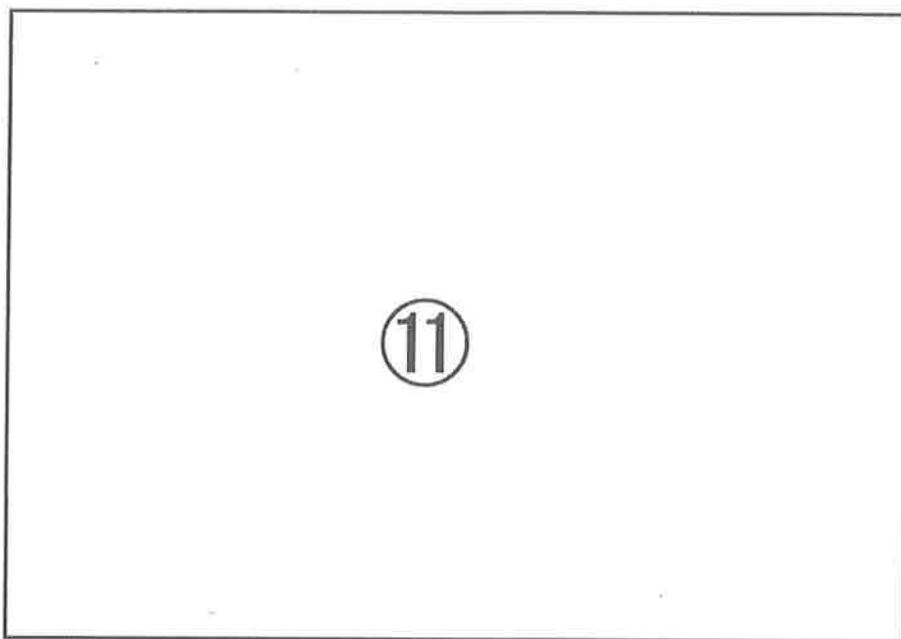


⑩かさ上げ状況を示す写真
(バルブの上端からマンホール蓋までの距離が30cm以内が分かるもの)

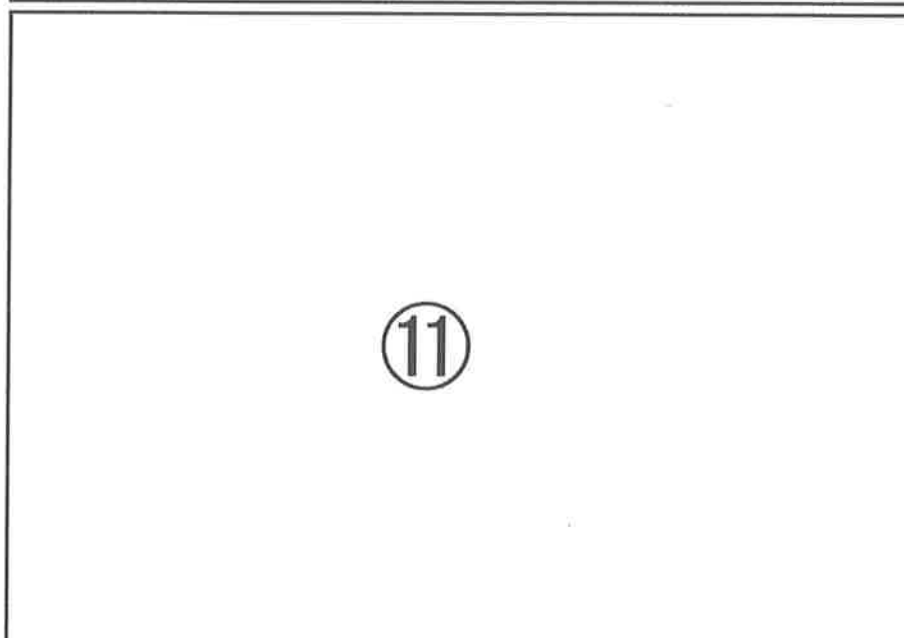
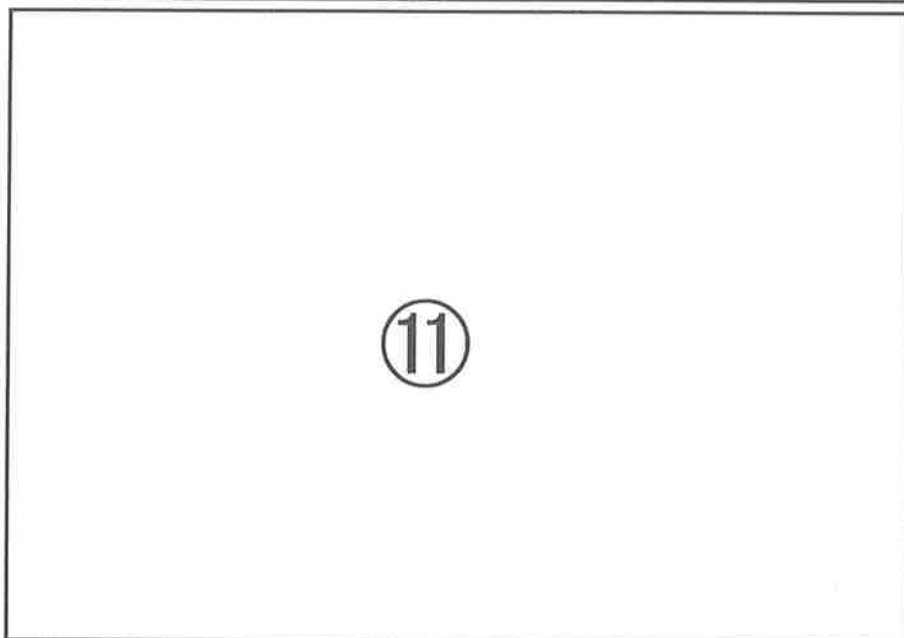


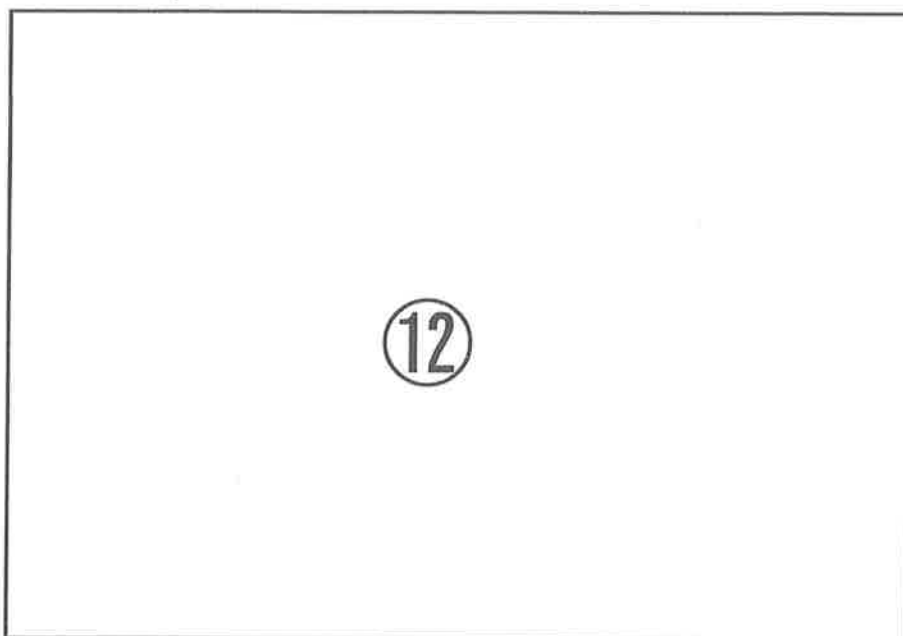
⑪点検口の写真
(台所・風呂・便所・洗面所・屈曲点・浄化槽流入直前等の点検口)



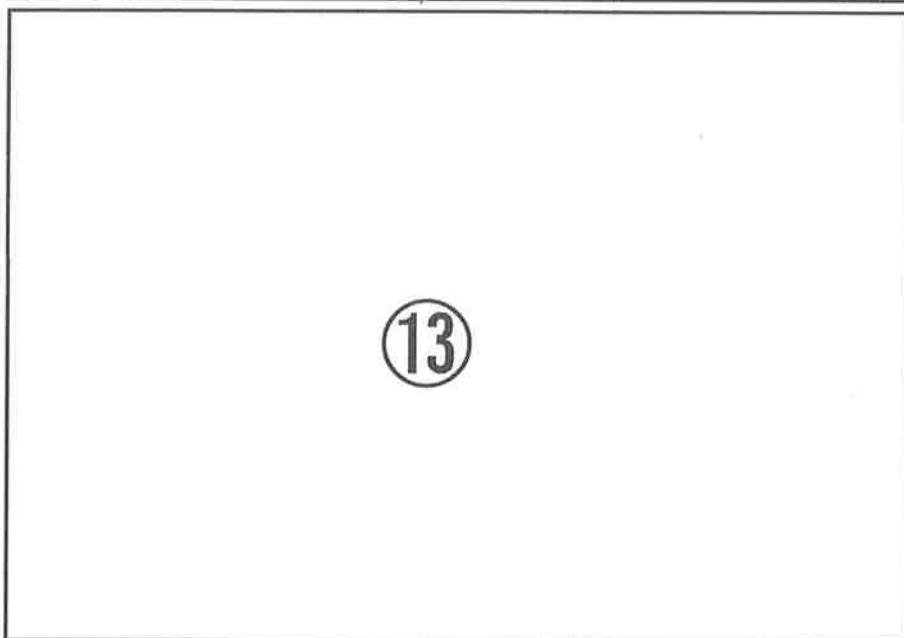


⑪点検口の写真
(台所・風呂・便所・洗面
所・屈曲点・浄化槽流入
直前等の点検口)

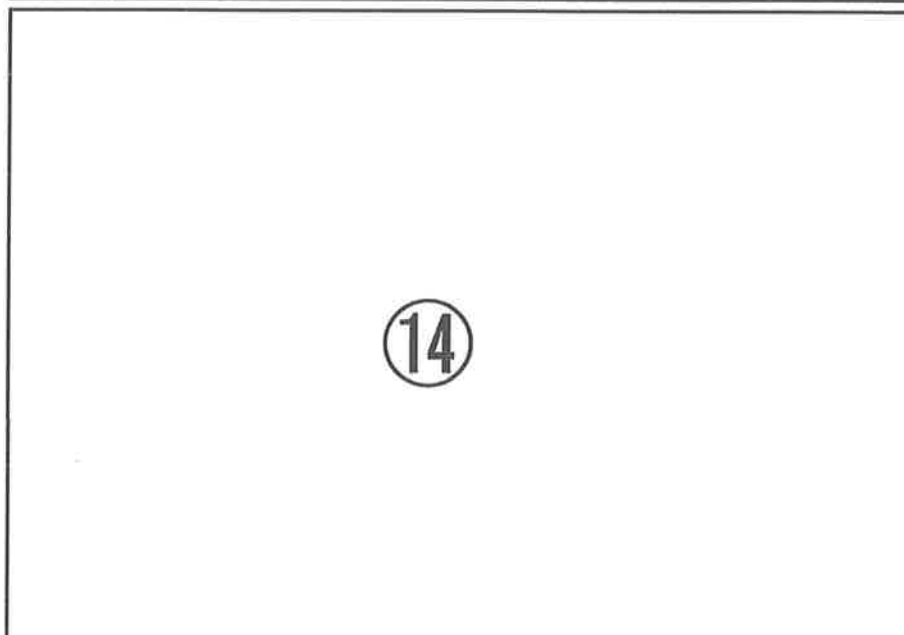




⑫浸透枡内の写真



⑬工事完了写真
(設置場所及び周辺状況の分かる写真)



⑭撤去した浄化槽の写真
(取り替え事業の場合)

※マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写しを添付して下さい。

鳴沢村浄化槽設置チェックリスト

設置者 住所 鳴沢村
氏名

検査項目	チェックポイント	チェック欄
①流入管渠および放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
②放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
	地下浸透柵に点検口が設けられているか。	
	内部に廃材等を利用していないか。	
③誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
④柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。 (台所・風呂・便所・洗面所・屈曲点・浄化槽流入直前等の点検口)	
⑤流入管渠、放流管渠及び空気配管の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
⑥かさ上げの状況	かさ上げは30cm以内であるか。※指定写真	
⑦浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	底部コンクリート、支柱及び上部コンクリートスラブを鉄筋で接続する構造となっているか。	
⑧漏水の有無	漏水はないか。	
⑨浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
⑩接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
⑪ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
⑫消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
⑬ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	十分固定されているか。	
	漏電のおそれはないか。	
	アースはなされているか。	
	水濡れ(積雪)しにくい場所に設置されているか。	
上記のとおり確認したことを証します。		年 月 日
担当浄化槽設備士氏名	印 (浄化槽設備士免状の交付番号)